

第7章 都市計画マスタープランの実現に向けて

第1 都市計画マスタープランによる都市づくりの推進

1 多様な主体の協働による都市マネジメントの構築

区民、事業者や大学、NPOなど多様な主体が、まちづくりの目標や具体的な計画を話し合い、協働して実現する仕組みを構築します。

さらに、この取り組みをエリアマネジメントへと発展させて、公民連携による都市マネジメントにつなげていきます。

2 複層化する都市づくりの課題に対応した政策展開

今回の都市計画マスタープランの改定では、これまでの都市計画の範囲にとどまらず、生活の質を高める視点を加えた、防災、交通、住環境、低炭素、みどり、文化、景観、健康の8つの戦略を示しています。

この8つの戦略は、それぞれの分野の枠を超えた政策連携を進め、複層化する課題に即応したひとつのパッケージとなった都市づくり政策を展開します。

計画名	方針1 防災	方針2 交通	方針3 住環境	方針4 低炭素	方針5 みどり	方針6 景観	方針7 文化	方針8 健康	池袋副都心
豊島区地域防災計画	◎		○		○				○
豊島区防災まちづくり推進計画（仮）	◎		○	○					○
豊島区産業振興指針			○				◎	○	○
豊島区文化政策推進プラン						○	◎	○	○
豊島区観光振興プラン		○				○	◎		○
豊島区環境基本計画		○		◎	○				○
豊島区地域保健福祉計画		○	○					◎	○
豊島区健康プラン		○	○					◎	○
豊島区景観計画（仮）					○	◎	○		○
豊島区住宅マスタープラン	○		◎			○			○
豊島区耐震改修促進計画	◎	○	○						○
豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画		◎		○				○	○
豊島区みどりの基本計画			○	○	◎				○
池袋の交通のあり方を考える		○		○				○	◎
池袋駅地区バリアフリー基本構想		○	○					○	◎

◎：都市計画マスタープランの方針と密接に関係する計画
○：都市計画マスタープランの方針と関係する計画
*今後、策定予定の計画を含む

図表156 都市計画マスタープランと連携または具体化する主な計画

第2 広域と地域からの視点に立った都市づくりの推進

1 広域の視点からの都市づくり

首都機能の一翼を担う池袋副都心では、東京圏、そして世界を見据えた視点に立ち、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック開催とその先を見据えて、民間活力を生かした公民連携による都市づくりを推進し、国内外の人々から選ばれる都市をめざします。

2 地域の視点からのまちづくり

平成2（1990）年7月、豊島区は地方自治法に基づき任意の「豊島区地区別整備方針」を策定し、生活に身近な地域からのまちづくりに取り組んできました。

今後も、これまで積み重ねてきたまちづくりの視点を引き継ぎ、区民や事業者、NPOなどと協働して、地域の魅力を高めていきます。

【段階】	【区民の役割】	【事業者の役割】	【区の役割】
共通理解	・都市計画マスタープランや都市づくり、身近な地域のまちづくりの理解	・都市計画マスタープランや都市づくり、身近な地域のまちづくりの理解	・都市計画マスタープランの周知 ・まちづくり情報の提供
発意	・勉強会、検討組織の立ち上げ ・地域の魅力や課題の共通認識	・地域環境との調和を考慮した企業活動 ・地域のまちづくり活動への協力・参加	・地域の勉強会等の支援 ・地域の現状などの情報提供
計画作成	・地域のまちづくりの方針・計画の検討 ・まちづくりへの理解促進	・地域のまちづくり活動への協力・参加 ・事業者自らによるまちづくり計画の検討	・まちづくりの進め方、制度手法の情報提供 ・まちづくりの計画・ルールづくりの支援
手法決定	・計画に対する共通意識の形成 ・まちづくり計画の提案	・事業者自らによるまちづくり計画の提案	・計画の決定 ・都市計画等の手続き
実施	・決定した計画やルールによるまちづくりの実施とマネジメントへの主体的参加	・決定した計画やルールによるまちづくりや都市開発の実施	・誘導・規制手法の運用 ・公共事業の実施 ・地域のまちづくり活動の支援

図表157 まちづくりの進め方

3 街づくり推進条例によるまちづくり

「豊島区街づくり推進条例」による総合的なまちづくりを推進するため、都市整備に関する計画・事業などにおいて特定地区の活用を検討する仕組みづくりやまちづくり協議会等による提案制度の活用、地域と協働しながら区が重点的にまちづくりを推進する制度などの検討を進めます。

第3 都市経営の視点に立った持続可能⁵⁴な都市づくりの推進

1 時代の変化に対応した効果的な都市づくりの展開

今後、人口減少と少子超高齢社会が進展する中で、都市づくりの目標を実現するための必要性や緊急性を踏まえて、優先順位を判断し、選択と集中による効果的な都市づくりを推進します。

2 都市づくりの目標を実現するための制度活用

(1) 都市づくりを着実に推進する財源の確保

都市づくりを推進するためには、長い時間と多額の費用が必要となるため、国や東京都などの制度を最大限に活用し、必要な財源の確保に努めます。

(2) 特区制度を組み合わせた新たな都市づくりの提案

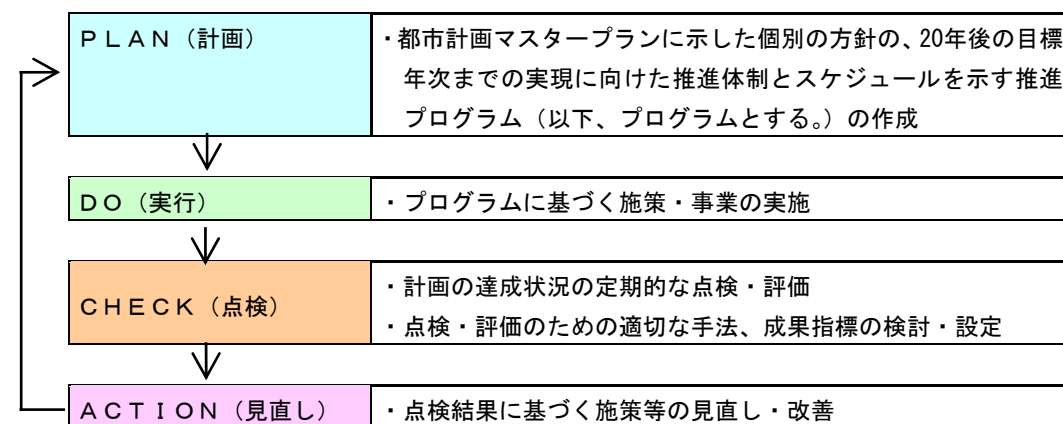
都市づくりと国の規制緩和を進める特区制度などを組み合わせて、従来の枠組みでは実現できなかった計画・事業を国や東京都へ提案し、都市づくりの目標を実現します。

3 都市計画マスタープランによる都市づくりの進行管理

都市計画マスタープランの改定にあたって、庁内部局が連携した枠組みをPDC Aサイクルへと引き継ぎ、全庁的な都市づくりの進捗管理体制を構築します。

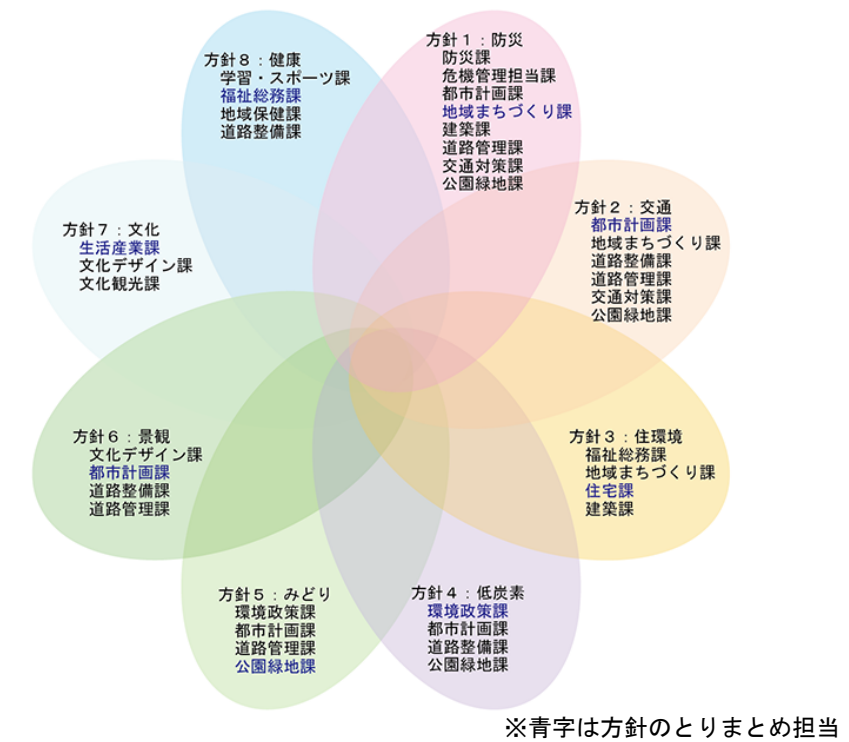
また、都市づくりの進捗状況を評価する指標については、計画や事業の定量的な数値だけではなく、都市計画マスタープランの内容を反映した都市計画決定や事業実施の状況、様々な都市政策データを活用するなど、都市づくりの8つの戦略の視点から評価できる仕組みを検討します。

検討に際しては、都市計画審議会の部会などを活用した学識経験者を中心に構成する委員会を設置し、次の見直しに向けた準備をあわせて進めるとともに、庁内では、都市政策に関する情報収集と分析を担う組織を設置し、最新の動向を踏まえた都市づくりを推進する体制の整備を検討します。



図表158 PDC Aサイクルの仕組み

⁵⁴ 持続可能：将来にわたって都市の健全な経営を継続可能にすることを言う。具体的には、産業や区民生活が活力にあふれ財政の健全性を維持でき、多様な世代が住み続けたいと思うことにより人口を維持でき、災害による被害を最小限に抑えることができ、あるいは、地球環境への配慮から低炭素都市づくりが実現できることを示す。



図表159 都市計画マスタープランに基づく政策連携の体制

4 都市づくりを支える人材の育成と活用

第3章の豊島区の都市づくりにあたっての立脚点で示した協働と政策連携による都市づくりの推進を支えるため、区民、事業者、区がそれぞれの役割を担う人材の育成に取り組みます。

また、大学などと連携し、都市づくりの高い専門性を有する学識経験者などを積極的にまちづくりに活用していきます。

5 地域での協働と政策連携の推進

地域区民ひろばは、小学校区を基本的な単位とした地域コミュニティの視点から、既存施設を再編した多様な地域活動の拠点です。

今後、地域区民ひろばを中心に地域の人々が活動分野を超えて協働し、目標とする地域像に向けて取り組むまちづくりの拠点としての活用を検討します。

6 既存ストックの適正な維持管理

高度成長期以降に整備された都市基盤や公共施設が一斉に更新時期を迎える中で、首都直下地震などへの備えや国際競争力を支える都市基盤の維持、少子超高齢社会の進展に対応した施設の再配置など、既存ストックの計画的な維持管理は、厳しい財政状況にある区にとって重要な課題です。

今後、既存ストックの長寿命化や予防保全型の維持管理、新たなニーズへの対応など、様々な主体との協働や分野を超えた政策連携によって計画的なストック対策に取り組み、持続可能な都市づくりの実現をします。